

スマート農業機械等導入支援事業費補助金の配分基準について

スマート農業機械等導入支援事業交付等要綱第4条第2項の配分基準について、別表1のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

別表1

メニュー	基準及びポイント
3年間の経営・受託面積の拡大	<ul style="list-style-type: none"><li>・3ヘクタール未満 1ポイント</li><li>・3～5ヘクタール未満 2ポイント</li><li>・5～10ヘクタール未満 3ポイント</li><li>・10ヘクタール以上 5ポイント</li></ul> <p>(売上の過半が園芸品目の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・0.3ヘクタール未満 1ポイント</li><li>・0.3～0.5ヘクタール未満 2ポイント</li><li>・0.5～1ヘクタール未満 3ポイント</li><li>・1ヘクタール以上 5ポイント</li></ul>
経営の高度化、GAPの認証	<ul style="list-style-type: none"><li>・法人化している 1ポイント</li><li>・GLOBAL G. A. P. 又はAS I AGAPの認証を取得している 2ポイント</li><li>・JGAPの認証を取得している 1ポイント</li></ul> ※いずれか1つ <ul style="list-style-type: none"><li>・どちらでもない 0ポイント</li></ul>
富山 RTK サービスの利用状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用していないが富山 RTK サービスに関する研修会に参加する 3ポイント</li><li>・利用しているが追加でIDを取得する 1ポイント</li><li>・利用しており追加でIDを取得しない 配分しない</li></ul>
女性の経営参画	<ul style="list-style-type: none"><li>・女性農業者が代表者、もしくは役員がいる 2ポイント</li><li>・女性常時従事者がいる 1ポイント</li><li>・どちらでもない 0ポイント</li></ul>
農業機械士	<ul style="list-style-type: none"><li>・経営者や従業員等が、富山県農業機械士の認定を受けている 2ポイント</li><li>・受けていない 0ポイント</li></ul>
導入機械	<ul style="list-style-type: none"><li>・ロボット農機、自動操舵システム(RTKアップグレード含む) 3ポイント</li><li>・上記以外の農業用機械(ドローン等) 1ポイント</li></ul>

算出したポイントが同一の場合には、事業費が小さい事業実施予定者に優先して配分するものとする。